

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 告示
生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三六
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 三六
- 保安林の指定をする件 三六
- 保安林の指定実施要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三七
- 告示
県税条例等に基づき災害等により期限を延長する件 三七

告 示

福島県告示第三百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

令和五年五月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

| | | | | |
|---------|---------|---------|--------|----------------|
| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 |
| | 変更前 | 変更後 | | |
| 会津医療生協へ | 会津若松市東千 | 会津若松市東千 | 会津医療 | 会津若松市東千 |

| | | | | |
|------------|---------|---------|--------|---------|
| ルバースター シオン | 石町二丁目二一 | 石町二丁目二一 | 生活協同組合 | 石町二丁目二一 |
| | 一七 | 一三 | | 一三 |

（社会福祉課）

福島県告示第三百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和五年五月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

| | | | | | |
|-------------|---------------|---------------|----------------|-----------|--------------------------|
| 事業者の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
| ベース薬局本町店 | 二本松市本町二一七八 | 株式会社ベースファーマシー | 郡山市桑野三丁目一番七号 | 令和五年三月二二日 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 |
| クオール薬局がみいし店 | 岩瀬郡鏡石町久来石南四八六 | クオール株式会社 | 東京都港区虎ノ門四一三一 | 同年二月二八日 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 |

（社会福祉課）

福島県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年五月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

公 告

保安林の所在場所

- 一 双葉郡楡葉町大字井出字本釜三〇の一、三〇の二、三三、三四の一、九五の二六、一〇九の一、一一八の一、一一九、一三〇の一、一三一から一三七まで、一四一から一四八まで、字小田前一二〇の一、一二二の一、一二二の二、一二二の三、一二三の一、一二四の一、一二五の一、一二六の一、一二七の一、一三七の二、一四〇の二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、楡葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び楡葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年五月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 秋津久夫 大竹ツマノ 大竹勇松 荻窪部落会 鹿島神社 金子猪太郎 川原信孝 菊地善四郎 菊地正吉 小社神明神社 小社神明神社 佐藤行雄 佐藤忠敏 佐藤和夫 佐藤直美 菅清一 鈴木信雄 馬場直正 舟木晃貴 真鍋カツミ 道中英夫 陽田昭伍 陽田昭伍 横山寅三郎

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和五年農林水産省告示第二百四号)によること。

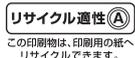
(森林保全課)

公告第八十六号

福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号。以下「条例」という。)第十条の二及び福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)第八条の二第一項の規定に基づき、条例第七十一条の十八第一項第二号から第十二号までに掲げる自動車に係る自動車税の種別割の減免(証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては、その税額を納付することとされている際に申請するものを除く。)に係る申請(その期限が令和五年四月一日から同年六月二十九日までの間に到来するものに限る。)については、その期限を同月三十日まで延長した。

令和五年五月二日

福島県知事 内堀 雅 雄 (税務課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷